

第5部 指定の特例

1 みなし指定

(1) みなし指定が適用となる場合

介護保険制度において、実際に介護保険サービスを提供するには、サービスを行う事業所（施設）ごとに都道府県知事の指定（許可）を受ける必要がありますが、この事業者指定（許可）の特例として、下記①及び②の事業者が行う一定のサービスについて、指定があったものとみなされる、「みなし指定」の規定が適用されます。

- ① 健康保険法により「保険医療機関」の指定を受けた病院・診療所及び「保険薬局」の指定を受けた薬局は、次のサービスの指定があったとみなされます。【医療みなし】

対象事業者	みなし指定の要件	みなし指定となるサービス (介護予防を含む)
保険医療機関 (病院・診療所)	健康保険法による保険医療機関の指定を受けていること	居宅療養管理指導、訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション※ 短期入所療養介護※
保険薬局	健康保険法による保険薬局の指定を受けていること	居宅療養管理指導

※ 短期入所療養介護については、療養病床を有する病院又は診療所に限る。

- ② 介護保険法により下記の施設の指定（許可）を受けた場合は、次のそれぞれのサービスの指定があったものとみなされます。【施設みなし】

「介護老人保健施設」「介護医療院」: **訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護及び訪問リハビリテーション**

- 保険医療機関・保険薬局の指定を受けた日を指定日として、自動的にみなし指定が適用となります（本体の指定日＝みなし指定日）。ただし、後述する「指定を不要とする旨の申出書を提出した場合はみなし指定とはなりません。

- みなし指定を受けた「医療機関」及び「薬局」の介護保険事業所番号の考え方は次のとおりです。

医科	071 + 7桁の保険医療機関コード
歯科	073 + 7桁の保険医療機関コード
薬局	074 + 7桁の保険医療機関コード

- みなし指定が適用となった場合、指定申請は必要ありませんが、特別地域加算等の各種加算を請求する際は、事前に県へ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(=体制届)」(P23参照)を提出する必要があります。

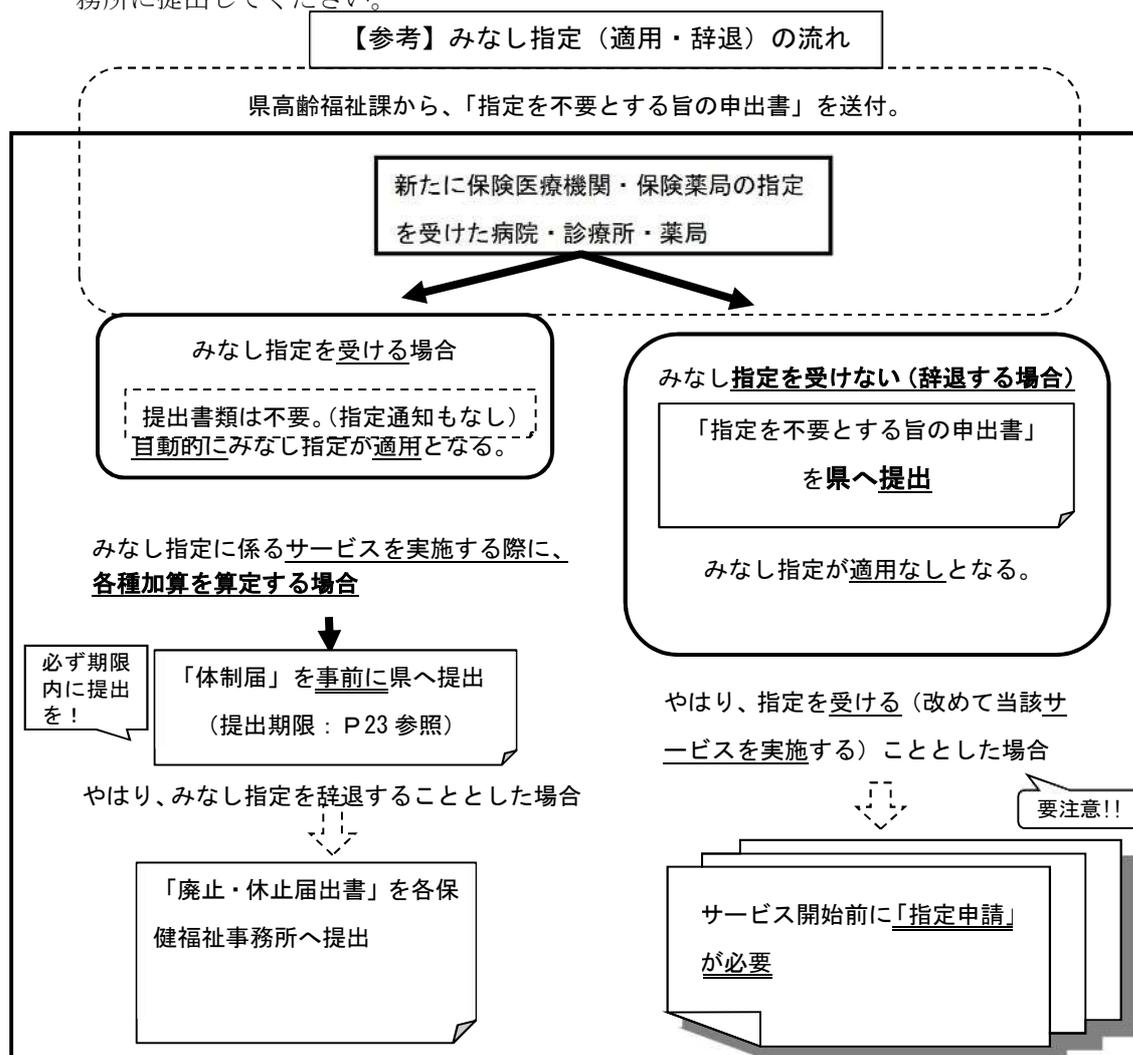
- 医療みなしにおいて通所リハビリテーション及び短期入所療養介護（療養病床を有する病院及び診療所に限る）を行う場合には設備基準等の確認が必要になりますので、事業開始予定日前に十分余裕をもって必ず事前に所管する保健福祉事務所までご相談ください。

※平成21年3月13日付け老振発第0313002号、老老発第0313002号通知により、通所リハビリテーションの指定があったものとみなされる病院等については、通所リハビリテーションが実施される病院等の環境にかんがみ、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料に係る施設基準に適合しているものとして届出をすることが想定されています。

(2) 「指定を不要とする旨の申出書」について

みなし指定が適用となる保険医療機関・保険薬局において、みなし指定の対象となる介護保険サービスを行う意向がなく、当該サービスに係る介護保険法の指定を希望しない場合は、保険医療機関・保険薬局の指定時に「指定を不要とする旨の申出書」を提出することで、みなし指定を辞退することができます。

- 「指定を不要とする旨の申出書」は保険医療機関・保険薬局の指定の後に県高齢福祉課から送付しますので、みなし指定が不要な場合は申出書を提出してください。
- 一旦「指定を不要とする旨の申出書」を提出し、みなし指定を辞退した後、改めて当該サービスの実施を希望の場合は、通常の指定時と同様、「指定申請」を行う必要があります。
- みなし指定が適用となった後、みなし指定にかかるサービスを実施しない意向となり、指定を辞退することとなった場合は、「廃止・休止届出書」（様式第一号（七））を各保健福祉事務所に提出してください。



様式第一号(四)

記載例 (病院・診療所の場合)
(訪問看護・介護予防訪問看護のみ、みなし指定を受ける場合)

指定を不要とする旨の届出書

令和〇年 〇月 〇日

福島県知事 住所 〇〇市〇〇町〇〇字〇〇 〇丁目〇番
 申請者 (所在地)
 氏名 医療法人〇〇会
 (名称及び代表者氏名) 理事長〇〇〇〇
 (個人にあつては、住所及び氏名)

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	名称	医療法人〇〇会
	施設種別	診療所 〇〇クリニック
	所在地	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇字〇〇 〇丁目〇番
管理者	氏名	〇〇〇〇
	住所	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇字〇〇 〇丁目〇番
申出に係る居宅サービスの種類	<input type="checkbox"/> 訪問看護	みなし指定を受ける(=当該サービスを実施する意向がある)サービスの種類には〇をつけない
	<input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護	
	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション	みなし指定を受けない(=当該サービスを実施する意向がない)サービスの種類に〇をつける
	<input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション	
	<input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導	
	<input type="checkbox"/> 介護予防居宅療養管理指導	
	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション	
	<input type="checkbox"/> 介護予防通所リハビリテーション	
	<input type="checkbox"/> 短期入所療養介護	
	<input type="checkbox"/> 介護予防短期入所療養介護	

備考 申し出を行う居宅サービスについて〇印を付してください。

様式第一号(四)

記載例（薬局の場合）
（居宅療養管理指導のみ、みなし指定を受ける場合）

指定を不要とする旨の届出書

令和〇年 〇月 〇日

福島県知事 住所 〇〇市〇〇町〇〇字〇〇 〇丁目〇番
申請者（所在地）
氏名 株式会社〇〇〇〇
（名称及び代表者氏名）代表取締役〇〇〇〇
（個人にあつては、住所及び氏名）

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	名称	株式会社〇〇〇〇
	施設種別	薬局 〇〇薬局
	所在地	（郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇市〇〇町〇〇字〇〇 〇丁目〇番
管理者	氏名	〇〇〇〇
	住所	（郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇市〇〇町〇〇字〇〇 〇丁目〇番
申出に係る居宅サービスの種類	訪問看護	薬局においてみなし指定対象になるのは、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のみ
	介護予防訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	介護予防訪問リハビリテーション	みなし指定を受ける（＝当該サービスを実施する意向がある）サービスの種類には〇をつけない
	<input type="radio"/> 居宅療養管理指導	
	<input type="radio"/> 介護予防居宅療養管理指導	みなし指定を受けない（＝当該サービスを実施する意向がない）サービスの種類には〇をつける
	通所リハビリテーション	
	介護予防通所リハビリテーション	
	短期入所療養介護	
介護予防短期入所療養介護		

備考 申し出を行う居宅サービスについて〇印を付してください。

2 基準該当サービス

介護保険制度において介護保険サービスを提供するには、都道府県知事の指定を受けることが原則ですが、指定要件の一部を満たさない事業者であっても、地域の実情等から、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村判断により、そのサービスを保険給付の対象とすることができます。

これらのサービスを、「基準該当居宅サービス」、「基準該当居宅介護支援」又は「基準該当介護予防サービス」といいます。

○ 基準該当サービスの種類・要件

サービスの種類		保険給付の対象となるための要件	
		以下の要件を満たし、市町村が必要と認める場合	
		設置主体	人員・設備・運営基準 ※1
居宅サービス	訪問介護	法人格 必要なし	「福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月28日福島県条例第80号）で定める基準該当居宅サービスに関する基準を満たすこと
	訪問入浴介護		
	通所介護		
	短期入所生活介護		
	福祉用具貸与		
介護予防サービス	介護予防訪問介護	法人格 必要なし	「福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年12月28日福島県条例第82号）で定める基準該当介護予防サービスに関する基準を満たすこと
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防通所介護		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		

※1 ただし、サービスの確保が著しく困難な地域のうち、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス者等の支給に係る離島その他の地域の基準において市町村が必要と認める場合には、当該「基準該当サービス」の人員・設備・運営基準の要件を満たさない場合でも、保険給付の対象とすることができます。（法42条・47条、54条・59条）

- 基準該当サービス等（※1の場合を含む）として事業を行うことができる範囲は、当該サービスを介護給付の対象とすることについて認めた市町村内に限ります。
- 基準該当サービス等（※1の場合を含む）として事業を行うことの可否は、市町村が個別に判断しますので、基準該当サービス等として事業を実施することについては、所管の市町村へお問い合わせください。

3 共生型サービス（訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護）

（1）共生型サービスの特例

障害福祉制度における居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、介護保険制度における居宅サービスの指定を受けやすくなる、居宅サービスの指定の特例として平成30年4月から制度化されたものです。

ただし、介護保険または障害福祉制度のいずれかの指定を受けていることをもって他方の制度における「みなし」指定とはならず、指定申請により指定を受ける必要があります。

（2）共生型サービスの基準について

基準はそれぞれのサービスごとに定められていますが、介護保険制度のサービスの利用者と障害福祉制度のサービスの利用者の合計数に対して、障害福祉制度のサービスとして必要な人員が配置されていることなどがその主な要件となっています。詳細は県条例等を参照してください。

なお、申請に必要な書類等は共生型サービスでない場合に提出する必要がある書類に準じます。

（3）特例による指定を不要とする場合

障害福祉制度の居宅サービスの指定を受けている事業者が介護保険制度の指定を受ける場合で、特例による指定を不要とする場合は、通常の基準で指定基準を満たす必要があるほか、指定申請と併せて「共生型（介護予防）サービスの指定を不要とする旨の申出書」により申出を行ってください。

これにより、介護保険制度単独で人員・設備基準を満たすことが要件となり、介護報酬上も通常の訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護としての請求が可能となります。

**共生型サービスの特例による指定を不要とする申出の場合
【通所介護の場合】**

共生型（介護予防）サービスの指定
を不要とする旨の申出書

令和〇年〇月〇日

福島県知事

主たる事務所の所在地
申出者 名 称 株式会社杉妻介護
代表者の氏名 福島 太郎
(個人にあつては、住所及び氏名)

介護保険法第72条の2第1項ただし書及び同法第115条の2の2第1項ただし書きの規定により、次のとおり同法第72条の2第1項及び同法第115条の2の2第1項の特例による指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	名 称	株式会社杉妻介護
	所 在 地	(郵便番号 960-0000) 福島県福島市杉妻町0-0
申出に係る事業所	名 称	デイサービスセンター杉妻
	所 在 地	(郵便番号 960-0000) 福島県福島市杉妻町0-1
	管 理 者 の 氏 名	杉妻 次郎
	管 理 者 の 住 所	福島県福島市杉妻町0-2
申出に係る居宅サービス及び介護予防サービスの種類	1 訪問介護 ② 通所介護 3 短期入所生活介護 4 介護予防短期入所生活介護	

備考

- 1 「申出に係る居宅サービス及び介護予防サービスの種類」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

4 「公設民営」の事業所（施設）における「申請者」について

行政が施設を用意し、指定管理者制度により民間法人にその「公の施設」の管理運営を委託する、いわゆる「公設民営」の事業所や施設における、介護保険法上の指定（許可）の「申請者」については、サービス種別等に応じてそれぞれ以下のとおり整理されています。

(1) 公設民営の「介護保険施設」の場合

公設民営の「介護保険施設」については、「施設の開設者」が指定申請を行うこととされていることから、下記のとおり、利用料金制（*注）の有無に関わらず、「施設の開設者」である「地方公共団体」が、介護保険法上の指定（許可）の「申請者」となります。

なお、「利用者との契約締結等の主体」については、利用料金制の有無により異なります。

公設民営の「介護保険施設」	介護保険法上の指定の申請主体 ＝「申請者」	(参考) 利用者との 契約締結等の主体
利用料金制 なし	地方公共団体	地方公共団体
利用料金制 あり	地方公共団体	指定管理者

(2) 公設民営の「居宅サービス事業（通所系・短期入所系・居住系サービス）」の場合

公設民営の、通所系・短期入所系・居住系サービスを行う事業所（＝訪問系サービス・居宅介護支援以外）については、「事業を行う者」が指定申請を行うこととされていることから、下記のとおり、当該居宅サービス事業の「提供主体」である「指定管理者」が、介護保険法上の指定の「申請者」となります。

ただし、利用料金制（*注）を採用せず、介護報酬の收受主体を地方公共団体としている場合は、「地方公共団体」が指定の「申請者」となります。

なお、「利用者との契約締結等の主体」についても、利用料金制の有無により異なります。

公設民営の「居宅サービス事業」（＝訪問系サービス等以外）を行う介護サービス提供施設	介護保険法上の指定の申請主体 ＝「申請者」	(参考) 利用者との 契約締結等の主体
利用料金制 なし	地方公共団体	地方公共団体
利用料金制 あり	指定管理者	指定管理者

(3) 公設民営の「居宅サービス事業（訪問系サービス・居宅介護支援）」の場合】

公設民営の、訪問系サービス・居宅介護支援を行う事業所については、デイサービスセンター等の「公の施設」に併設している場合等であって、住民の利用関係等を考慮し、当該事業所が「公の施設」と位置付けられている場合か否か等により、申請者が異なります。

公設民営の 「訪問系サービス・居宅介護支援」		介護報酬の收受主体	介護保険法上の指定の 申請主体＝「申請者」
「公の施設」と 位置づける場合	併設のデイサービスセンター等と一体的運営	地方公共団体	地方公共団体
	併設のデイサービスセンター等と切り離れた運営	民間法人	民間法人
「公の施設」と 位置づけない 場合	地方公共団体の委託事業として位置づけられ、実態も市町村が運営している場合	地方公共団体 (民間法人へ委託可)	地方公共団体
	行政財産の目的外使用許可により、民間法人が自らの責任において事業を行う場合	民間法人	民間法人

*注 「利用料金」とは「公の施設の利用の対価」であり、「公の施設」の管理運営の委託を受けた「指定管理者」が、当該施設の利用に係る「利用料金」（＝介護保険施設等の場合は「介護報酬」に相当）を徴収する場合は、「利用料金制あり」となります。なお、「訪問系サービス及び居宅介護支援」における「介護報酬」は、「役務」の対価であり、「施設の利用料金」に該当しないため、当該公設民営の事業所に「利用料金制度」は適用されません。